

伊丹市営モーターボート競走開催に伴う入場料の徴収事務の委託について

モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第3条第3号の規定に基づき、伊丹市営モーターボート競走開催に伴う入場料の徴収事務を委託したので、伊丹市モーターボート競走実施事務の私人への委託に関する規程（平成26年伊丹市ボート管理規程第15号）第7条の規定により告示する。

令和8(2026)年4月1日

伊丹市ボートレース事業局  
伊丹市モーターボート競走事業管理者  
多田勝志

記

1. 受託者 大阪府大阪市浪速区難波中1-10-4  
株式会社 ヤマト  
代表取締役 蔭山良幸
2. 委託事業の内容  
(1) 伊丹市営モーターボート競走開催に伴うボートレース尼崎の入場料の徴収事務
3. 委託期間 令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで